

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場422-1 ☎416-0906  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp>

：清水支店

平成22年3月31日で揮発性有機化合物(VOC)の排出基準の猶予期間が終了します。

これにより、平成22年4月1日から、規制対象のすべてのVOC排出施設に対して排出基準が適用されます。

大気汚染防止法が改正され、平成18年4月1日よりVOCの排出規制が始まり、排出基準が定められました。

施行日以前に設置されていた施設については排出基準が猶予されていましたが、平成22年3月31日で猶予期間が終了します。

大気汚染防止法では、VOCを排出する一定規模以上の施設を規制の対象とし、それ以外の施設については、自主的な取り組みによる事とし、VOCの排出量を削減する事を目指しています。

規制対象のVOC発生施設は届出が必要であり、排出基準の遵守と年2回以上の測定が義務づけられています。

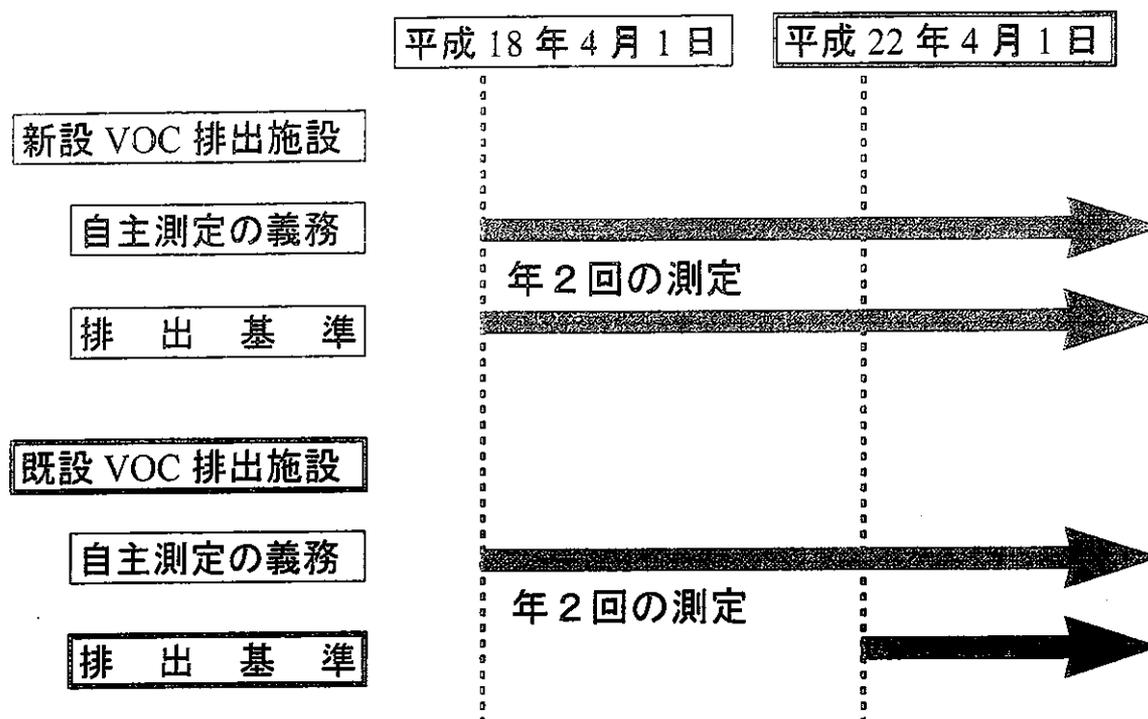
富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

作業環境・大気・臭気・騒音・振動の測定

富士本社 環境分析部 分析1課 中西・渡邊・後藤  
(大気・臭気・騒音・振動 担当)

富士本社 営業部

## 規制開始フローチャート



### 1. 揮発性有機化合物規制内容

	法規制	自主的な取り組み
対象施設	一定規模以上の6施設類型が定められました。	法規制で定められている施設以外の、VOCを排出するすべての施設が対象となります。
事業所の 行うべき事	<ul style="list-style-type: none"> <li>①排出基準の遵守</li> <li>②施設の設置、使用、変更の届出</li> <li>③年2回の測定および記録の保管が義務づけられています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業団体の自主行動計画に参加</li> <li>②排出削減のための自主行動計画の作成、実施および結果報告が必要となります。</li> </ul>
排出基準	施設別に定められました。 (既設施設は平成22年4月1日より適用されます。)	自主行動計画の中で、削減目標を示します。

## 2. 施設類型と排出基準値

施設類型		対象となる施設規模	排出基準値
化学製品製造	VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（VOCを蒸発させるためのものに限る。以	送風機の送風能力が3,000m <sup>3</sup> /h以上のもの（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ）	600ppmC
塗装	吹付塗装（吹き付け塗装を行うものに限る。）	排風機の能力が100,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	自動車製造の吹付塗装 400ppmC（新設） 700ppmC（既設） 前項以外 700ppmC
	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係わるものを除く。）	送風機の能力が10,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	木材又は木製品（家具を含む） 1000ppmC 前項以外 600ppmC
接着	印刷回路用銅張積層板、粘着テープもしくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層する物に限る。）の製造に係わる接着の用に供する乾燥施設	送風機の能力が5,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	1400ppmC
	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造に供するものを除く。）	送風機の能力が15,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	1400ppmC
印刷	印刷の用に供する乾燥設備（オフセット輪転印刷に係わるものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	400ppmC
	印刷の用に供する乾燥設備（グラビア印刷に係わるものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	700ppmC

洗 浄	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において VOC が空気に接する面の面積が 5m <sup>2</sup> 以上のもの	400ppmC
貯 蔵	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量 1,000kL 以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC

### 3. 測定方法

#### 1) 分析方法の種類

(1) 排出ガス中の VOC の測定には、以下のいずれかの分析計を用います。

・触媒酸化－非分散形赤外線分析計（NDIR）

排出ガス中の揮発性有機化合物を加熱した触媒中で酸化し、発生する二酸化炭素を赤外線吸収強度から測定する分析計。

・水素イオン化形分析計（FID）

水素炎に試料を加えたときに生じるイオン電流を測定して、揮発性有機化合物の濃度を測定する分析計（加熱形水素炎イオン化形分析計を含む）。

#### 2) 試料採取装置の構成

